

平成24年8月23日制定

入札不調に基づく随意契約の取り扱いについて

固定額型最低制限価格方式を採用した入札案件が不調となり、最低制限価格未満の入札があった場合は、下記に定める入札金額の入札者と随意契約を締結する場合があります。

(1) 契約方法

入札額での随意契約とする。

(2) 選定方法

対象者のうち、入札額の低い事業者から契約の意思確認をし、意思表示した事業者と入札額で随意契約する。

種別	随意契約の対象とする入札金額
工事及び工事委託（地質調査、測量、建築設計、建設コンサルタント）	予定価格の75%以上 （予算超過を除く）

※令和4年4月1日以降の入札公告より、従前の70%から75%へ変更が適用されます。

ただし、下記に該当する場合は、この随意契約の取り扱いの対象にならないことがあります。

- 最低制限価格以上の入札をした者が落札外（例、技術者配置要件を満たさない、積算内訳書の工事価格が入札金額と異なっている、社会保険未加入等）となり不調となっている場合

平成25年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成29年5月15日改正
令和4年2月25日改正